○長崎市旅館業法施行条例

平成24年12月20日

条例第53号

(趣旨)

第1条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#l000000000)は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#l000000000)において、[次の各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000029)に掲げる用語の意義は、[当該各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000029)に定めるところによる。

(1)　原湯　浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

(2)　原水　原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

(3)　上り用湯　洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(4)　上り用水　洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(5)　浴槽水　浴槽内の湯水をいう。

(構造設備の基準)

第3条　政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　適当な規模の従業員室を設けること。

(2)　宿泊者等の需要を満たすことができる適当な数の便所を有すること。

(3)　共同用の洗面所と便所は、区画すること。

(4)　便所には、流水式の手洗装置を設けること。

(5)　共同用の浴室には、脱衣室を設け、かつ、衣類を収納する保管設備を設けること。

(6)　寝具は、定員以上の数を有すること。

(7)　浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

ア　水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、当該水の水質を市長が定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

イ　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)の原湯の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時において摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設けること。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽の原湯を消毒する設備が備えられていること。

ウ　原水又は原湯を浴槽に注ぐための配管は、浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ　ろ過器を設ける場合にあつては、次のとおりとすること。

(ア)　1時間当たりろ過能力が浴槽の容量以上のものであり、かつ、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。

(イ)　浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けられていること。

オ　浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水が、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。

カ　浴槽からあふれた浴槽水を回収する槽(以下「オーバーフロー回収槽」という。)の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー回収槽は、地下埋設を行わず、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を消毒する設備が備えられていること。

キ　24時間以上完全に換水しないで循環している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する場合は、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設けないこと。

ク　打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

ケ　気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

コ　内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯の湯に混じることのない構造であること。

2　政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　便所は、水洗式であり(土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときを除く。)、かつ、流水式の手洗装置を設けること。

(2)　[前項各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000051)([第2号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000054)及び[第4号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000060)を除く。)に掲げる基準に適合すること。

3　政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　階層式寝台の規格は、おおむね幅0.9メートル、長さ1.8メートル以上であること。

(2)　当該施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合にあつては、当該学校等から客室その他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

(3)　[第1項各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000051)([第2号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000054)を除く。)に掲げる基準に適合すること。

4　政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　一の客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(2)　[第1項第7号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000069)に掲げる基準に適合すること。

(営業者が講ずべき措置の基準)

第4条　法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　換気、採光、照明及び防湿に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア　客室、食堂その他営業に供する場所は、空気の流れを良くする構造であること。

イ　客室は、自然光線を十分に採り入れる構造であること。

ウ　客室、食堂及び洗面所の照度は、50ルクス以上であること。

エ　浴室、廊下、便所及びその他の場所の照度は、20ルクス以上であること。

(2)　施設の内外は、常に清潔に保ち、ねずみ、衛生害虫等の防除の措置を講ずること。

(3)　客室の定員は、次の[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000194)から[ウ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000200)までに掲げる区分に応じ、当該[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000194)から[ウ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000200)までに定める基準とすること。ただし、市長は、修学旅行者等多人数の団体宿泊を取り扱う場合にあつては、[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000194)及び[イ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000197)に掲げる基準を緩和することができる。

ア　ホテル営業及び旅館営業の場合　洋室にあつては4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては3.3平方メートルにつき1人とすること。

イ　簡易宿所営業の場合　2.4平方メートルにつき1人とすること。

ウ　下宿営業の場合　4.5平方メートルにつき1人とすること。

(4)　寝具の取扱いに関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア　掛布団の人体に接する部分は、白布等で包むこと。

イ　敷布、枕カバー及び浴衣は、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ　寝具は、適切な方法により洗濯等を行うこと。

(5)　浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア　水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、市長が定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ　貯湯槽の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

ウ　定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ　浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

オ　浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ　ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

キ　浴槽水は、[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000220)の基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあつては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定をして、1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。

ク　[キ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000240)の場合において、循環配管を設置している場合にあつては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

ケ　消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

コ　集毛器は、毎日清掃すること。

サ　洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

シ　水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあつては2回(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回)以上行うとともに、その検査結果を検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果が[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000220)の基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

ス　オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁にオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

セ　浴槽に気泡発生装置等を設置している場合にあつては、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ソ　打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ　脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

チ　営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(社会教育に関する施設その他の施設等)

第5条　法第3条第3項第3号の条例で定めるものは、次に掲げる施設のうち、主として児童若しくは生徒の利用に供されるもの又は多数の児童若しくは生徒の利用に供されるもので、当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認められるものとする。

(1)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所で一時保護施設を有するもの

(2)　社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館

(3)　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(4)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設

(5)　都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(6)　スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条第1項に規定するスポーツ施設

(7)　社会教育調査規則(昭和35年文部省令第11号)第3条第11号に規定する青少年教育施設

(8)　[前各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000285)に掲げる施設に類するもの及び教育に関する施設のうち市長が必要と認めるもの

2　法第3条第4項の条例で定める者は、[次の各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000324)に掲げる施設の区分に応じ、[当該各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000324)に掲げる者とする。

(1)　設置者が国又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)である施設　当該施設の長

(2)　設置者が地方公共団体である施設　当該施設を所管する地方公共団体又は教育委員会の長

(3)　[前2号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000324)に掲げる施設以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるもの　当該施設の監督庁

(4)　[前3号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#e000000324)に掲げる施設以外の施設　当該施設の存する市町の長

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条　法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1)　身体、衣服等が著しく不潔で、他の客に迷惑をかけるおそれがあると認められること。

(2)　泥酔その他粗暴の行為により、他の客に迷惑をかけるおそれがあると認められること。

(委任)

第7条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#l000000000)の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html#l000000000)は、公布の日から施行する。